

---

プロジェクト	<b>金融資産の減損に関する会計基準の開発</b>
項目	<b>ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する振返り</b>

---

## I. 本資料の目的

1. ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する基本的な方針等（以下「注記に関する基本的な方針」という。）において検討予定であった論点について、第 509 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 7 日開催）及び第 205 回金融商品専門委員会（2023 年 8 月 28 日開催）（以下「第 509 回企業会計基準委員会等」という。）をもってそれぞれ 1 回審議を行った。本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関するこれまでの審議の状況を整理することを目的としている。

## II. これまでの経緯

2. 第 502 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 29 日開催）、第 504 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 26 日開催）、第 200 回金融商品専門委員会（2023 年 5 月 24 日開催）及び第 202 回金融商品専門委員会（2023 年 6 月 20 日開催）では、注記に関する基本的な方針（詳細は、審議事項(3)-1 参照。）について審議し、特段の異論は聞かれなかった。
3. 注記に関する基本的な方針では、次の項目について検討することとしていた。
  - (1) 開示目的を定めるアプローチ
  - (2) 金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）第 35H 項等）（以下「金融商品のクラス別の調整表」という。）
  - (3) 金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示（IFRS 第 7 号第 35M 項等）（以下「信用リスク・エクスポージャー開示」という。）
  - (4) 財務諸表以外の開示への参照（IFRS 第 7 号第 35C 項）

(5) IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)の定めを取り入れないとした項目のうち、個別に検討を行うとした項目

① 金融資産の条件変更に関する開示

(6) 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第 18 号」という。)に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示への影響

4. 前項(6)については、金融商品のクラス別の調整表(前項(2))及び信用リスク・エクスポージャー開示(前項(3))と合わせて検討を行っており、必要に応じて個別に検討が必要な開示項目以外の開示項目に関して検討を行うとしていた。
5. 本資料では、本資料第 3 項で示した各項目に関して、第 507 回企業会計基準委員会(2023 年 8 月 2 日開催)及び第 203 回金融商品専門委員会(2023 年 7 月 24 日開催)(以下「第 507 回企業会計基準委員会等」という。)以降に行った審議における ASBJ 事務局の提案及び企業会計基準委員会で聞かれた主な意見を整理している。

### **III. 各項目に関する ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見**

#### **開示目的を定めるアプローチ**

6. 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)では信用リスクに関する注記事項とその他の注記事項を区分することを想定した基準体系になっていないことから、開示目的を定めるアプローチを検討するにあたり、次の事項に関して審議を行った。

- (1) 信用リスクに関する注記事項の基準体系
- (2) 信用リスクの開示目的

#### **(信用リスクに関する注記事項の基準体系)**

##### **事務局提案**

7. 金融商品会計基準では、金融商品に関する注記事項の枠組みについて定めているが、信用リスクのみを取り出して注記事項を定めていない。また、金融商品に関する具体的な注記事項は、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関

する適用指針」(以下「時価開示基準」という。)などの他の会計基準等において定めており、これらの会計基準等の中には金融商品の信用リスクに関連する注記事項を定めているものがある。

8. 前項の状況において、金融商品の減損プロジェクトでは金融商品の減損に関する新たな適用指針を設ける方向性で検討を進めていることを踏まえ、第 507 回企業会計基準委員会等では次の事項を提案した。

- (1) 信用リスクに関する注記事項は、金融商品会計基準において金融商品会計に関する注記事項全般を定めている場合を除いて、金融商品の減損に関する新たな適用指針において定める。この場合、時価開示基準などで定められている既存の信用リスクに関する注記事項については、既存の会計基準及び実務指針から削除し、金融商品の減損に関する新たな適用指針に集約する。

#### 聞かれた意見及び今後の対応

9. 信用リスクに関する注記事項の基準体系に関する前項の事務局提案について、企業会計基準委員会では特段の異論は聞かれなかった。このため、前項の事務局提案で進めることが考えられる。

#### **(信用リスクの開示目的)**

##### 事務局提案

10. 第 507 回企業会計基準委員会等では、日本基準において開示目的を定めるアプローチを採用する企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)及び企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準(案)」をベンチマークとして、信用リスクの開示目的に関して次のとおり提案した。

##### 開示目的

- (1) 信用リスクの開示目的を「信用リスクに関する注記における開示目的は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。」とする。

##### 開示目的を達成するために提供する情報

収益認識会計基準を開発する際、会計基準の利用者にとって理解しやすいものになるように並び替えを行ったことを踏まえ、信用リスクの開示目的を達成するため

に提供する情報を以下の4つの区分に整理する。

- (1) 会計方針に関する事項
- (2) 貸倒引当金の分解情報
- (3) 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報
- (4) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

なお、(1)の会計方針に関する事項については、ステップ2を採用する金融機関を対象とした会計基準における例外的な取扱いに関して注記が必要と判断された場合にのみ当該項目を設ける。

#### 開示目的の達成に関する考慮事項

- (1) IFRS第7号第35D項及び第35E項<sup>1</sup>の内容を取り込むこととし、さらに開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については記載しないことができる旨を定める。

#### 聞かれた意見及び今後の対応

11. 前項のASBJ事務局の提案に関して、企業会計基準委員会では事務局提案に賛同する意見が聞かれたほか、主に次の意見が聞かれた。
  - (1) 開示目的は上位の概念であるため、新たな適用指針ではなく会計基準に記載する方がよいと考える。
  - (2) 事務局提案の開示目的は抽象的であり、より具体的な記載とすることにより開示目的アプローチの実効性を高めることができると考える。
  - (3) 財務諸表利用者の一部は、開示目的を定めるアプローチでは本来開示すべき事項が開示されないリスクがあるとの懸念を有しており、教育文書等で開示目的を定めるアプローチの考え方を示すことにより、このような財務諸表利用者の懸念を軽減できると考える。

---

<sup>1</sup> IFRS第7号第35D項は、開示目的を達成するために、どのくらい詳細に開示すべきか、開示要求のさまざまな側面にどのくらい重点を置くか、集約又は分解の適切なレベル、財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価するために追加的な説明を必要とするかどうかの検討を企業に求めている。また、IFRS第7号第35E項は、IFRS第7号第35F項から第35N項に従って提供した開示が、IFRS第7号第35B項における目的を満たすのに不十分である場合には、企業は当該目的を満たすために必要な追加の情報を開示しなければならないとしている。

(4) 開示目的を達成するために提供する情報のうち「(2)貸倒引当金の分解情報」で求められる開示は、収益認識会計基準で開示が要求される「分解情報」と必ずしも同じではないと考えられるため、「分解情報」という表現を見直すことが考えられる。

12. このため、本資料第10項の事務局提案で進めつつ、前項(1)から(4)の意見については、今後、文案を検討する際に追加的に検討することが考えられる。

## **金融商品のクラス別の調整表**

### **(事務局提案)**

13. 第507回企業会計基準委員会等では、金融商品のクラス別の調整表に関するIFRS第7号の定めを取り入れるかどうかに関して、コスト及び便益の観点からの分析を行い、仮に金融商品のクラス別の調整表に関するIFRS第7号の定めを取り入れるとした場合には、銀行等金融機関において相応のコストが生じる可能性がある一方、国際的な比較可能性の観点から大きな便益がある旨の分析をお示しした。

14. これに関連して、IASBは、財務諸表利用者から金融商品のクラス別の調整表に関する開示に対する強い情報ニーズがあったとしているが、我が国の財務諸表利用者がIFRS第7号BC48R項で示された財務諸表利用者と同一の見解や情報ニーズを有しているか確認する必要があると考えられた。このため、第507回企業会計基準委員会等では、コストと便益をより精緻に比較するために、財務諸表利用者である企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会等の専門委員に対して、委員会・専門委員会における審議又はアウトリーチによりご意見を伺ったうえで改めてご審議いただくことを提案した。

15. また、IFRS第7号IG20B項の開示例における内訳項目とおりに開示する場合には銀行等金融機関において一定のコスト負担が生じると考えられることから、仮に金融商品のクラス別の調整表に関するIFRS第7号の定めを取り入れる場合には、企業が開示目的に照らして調整表における内訳項目を判断することを強調すること、また、IFRS第7号IG20B項の開示例を設例として取り入れることとする場合には一部の内訳項目をまとめたうえで取り入れることを提案した。

### **(聞かれた意見及び今後の対応)**

16. 本資料第14項及び前項のASBJ事務局の提案に関して、企業会計基準委員会では特段の異論は聞かれなかった。

17. また、本日の委員会では、財務諸表利用者である企業会計基準委員会の委員及び金

融商品専門委員会等の専門委員に対するアウトリーチの結果を踏まえた ASBJ 事務局の再提案をお示ししている（審議事項(3)-2）。

## **信用リスク・エクスポージャー開示**

### **（事務局提案）**

18. 第508回企業会計基準委員会（2023年8月24日開催）及び第204回金融商品専門委員会（2023年8月9日開催）（以下「第508回企業会計基準委員会等」という。）では、信用リスク・エクスポージャーの開示に関するIFRS第7号の定めを取り入れることについてコスト及び便益の観点から分析を行い、信用リスク・エクスポージャー開示に関するIFRS第7号の定めを取り入れることの便益がコストを上回ると考えられることから、信用リスク・エクスポージャーの開示に関するIFRS第7号の定めを取り入れることを提案した。

### **（聞かれた意見及び今後の対応）**

19. 前項の事務局提案に関して、企業会計基準委員会では賛同する意見が聞かれたほか、主に次の意見が聞かれた。
  - (1) 信用リスク・エクスポージャーの開示に関するIFRS第7号の定めを取り入れるにあたり、IFRS第7号の定めを超える内容を要求すべきではないと考える。
  - (2) 債券等の有価証券については予想信用損失に基づく減損モデルの対象とすることがどうかに関する議論が継続しているため、開示に関する議論も踏まえて、会計処理の検討を進めていくことがよいと考える。
20. このため、本資料第18項の事務局提案で進めつつ、前項(1)の意見については文案の検討時に確認することが考えられる。また、前項(2)の意見については、債券等の有価証券に関する会計処理の議論を踏まえ、開示について再検討することが考えられる。

## **財務諸表以外の開示への参照（IFRS第7号第35C項）**

### **（事務局提案）**

21. 第508回企業会計基準委員会等では、我が国の状況において財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なものとしてどのようなものがあり得るか、またそのようなものにおいて参照可能な情報が開示されているかという観点からの分析をお示しした。さらに、財務諸表以外の開示に関する監査上の取扱いについても確認を行った。そこでは、現時点での実務を踏まえると参照先が空集合となる可能



性はあるものの、将来的な実務の進展がありえることを踏まえ、財務諸表以外の開示への参照に関するIFRS第7号の定めについて取り入れることを提案した。

**(聞かれた意見及び今後の対応)**

22. 前項の事務局提案に関して、企業会計基準委員会では事務局提案に賛同する意見が多く聞かれた一方、監査の観点から実務上の課題が生じる可能性などを懸念する意見も聞かれた。
23. このため、財務諸表以外の開示への参照に関するIFRS第7号の定めについて取り入れる方向で進めつつ、文案を検討する際に監査上の課題について再検討することが考えられる。

**金融資産の条件変更に関する開示****(事務局提案)**

24. 第509回企業会計基準委員会等では、次の観点からの分析をお示しした。
  - (1) 金融資産の条件変更に関するIFRS第7号の定めを取り入れるかどうか。
  - (2) 銀行等金融機関において要求されている条件変更に関連する開示（以下「銀行法及び再生法に基づく債権に関する開示」という。）を取り入れるかどうか。
25. 前項(1)に関して、IFRS第7号の開示要求事項の前提となるIFRS第9号の定めを取り入れないことを提案しており、また開示に関するコストが便益を上回る可能性があると考えられることを踏まえ、第509回企業会計基準委員会等では、金融資産の条件変更に関するIFRS第7号の定めは取り入れないことを提案した。
26. 本資料第24項(2)に関して、銀行法及び再生法に基づく債権に関する開示は、規制当局が規制業種である銀行等金融機関の監督を目的として定めているものであり、条件変更に関する情報開示を目的としたものではないと考えられ、またIFRS第7号における開示要求事項と重複していないことから、当該開示についても会計基準に取り入れないことを提案した。

**(聞かれた意見及び今後の対応)**

27. 本資料第25項及び前項の事務局提案について、企業会計基準委員会では賛同する意見が聞かれたほか、主に次の意見が聞かれた。
  - (1) 利用者の観点からは、条件変更に関する開示は有用であると考えており、

IFRS第7号の定めを取り入れないとしても、会計基準において条件変更に関する情報の開示を求めることがよいと考える。

28. 前項(1)の意見については、条件変更の開示に関する情報ニーズについては理解するものの、現状では条件変更に関する定めが無く事実と状況に応じた対応がなされていることから、有用となる開示要求事項を一律に定めることは困難と考えられる。このため、本資料第25項及び第26項の事務局提案で進めることが考えられる。

### **実務対応報告第 18 号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示への影響**

#### **(事務局提案)**

29. 本論点に関して、個別に検討を行ったIFRS第7号の金融商品のクラス別の調整表及び信用リスク・エクスポージャー開示では、損失評価引当金を12か月の予想信用損失で測定している金融商品と全期間の予想信用損失で測定している金融商品を区分して開示することが要求されている一方、米国会計基準におけるCECLモデル（以下「CECLモデル」という。）では常に全期間の予想信用損失を認識することが要求されていることから、CECLモデルに基づく情報の開示方法について審議を行った。
30. この点、事務局からはCECLモデルに基づく情報の開示方法には複数のアプローチが考えられるものの、企業が信用リスクの開示目的に照らして当該情報の重要性等を踏まえて個別に判断すべきと考えられることから、実務対応報告第18号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示に関して、CECLモデルに基づく情報の開示方法については具体的に定めず、規範性のない教育文書において複数の開示方法があることを示すことを提案した。

#### **(聞かれた意見及び今後の対応)**

31. 前項の事務局提案に関して、企業会計基準委員会では特段の異論は聞かれなかった。このため、前項の事務局提案で進めることが考えられる。
32. 審議においてはIFRS第7号の金融商品のクラス別の調整表及び信用リスク・エクスポージャー開示のみを取り上げたが、他の開示において本論点に関連する場合においても同様に扱うことが考えられるため、本論点に関して追加的な検討は行わないことが考えられる。



**ディスカッション・ポイント**

ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）の振返りについて、ご意見を伺いたい。また、信用リスクの開示について追加的に検討することがあればご教示頂きたい。

以 上

別紙

[表] これまでの審議の状況等

(ステップ2を採用する金融機関における開示(注記事項))

項番	論点	
	企業会計基準委員会	金融商品専門委員会
審議を完了することが考えられる論点		
1	開示目的を定めるアプローチ	
	第507回(2023年8月2日)	第203回(2023年7月24日)
2	財務諸表以外の開示への参照(IFRS第7号第35C項)	
	第508回(2023年8月24日)	第204回(2023年8月9日)
3	IFRS第9号の定めを取り入れないとした項目(金融資産の条件変更に関する開示)	
	第509回(2023年9月7日)	第205回(2023年8月28日)
4	実務対応報告第18号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示への影響	
	第507回(2023年8月2日)	第203回(2023年7月24日)
	第508回(2023年8月24日)	第204回(2023年8月9日)
債券等の有価証券に関する会計処理の議論を踏まえ、再検討することが考えられる論点		
5	金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示(IFRS第7号第35M項等)	
	第508回(2023年8月24日)	第204回(2023年8月9日)
アウトリーチを行ったうえで、改めて検討することとした論点		
6	金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表の開示(IFRS第7号第35H項等)	
	第507回(2023年8月2日)	第203回(2023年7月24日)

以上